

## 第五次環境基本計画（案）

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37

## 目次

はじめに	1
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向	3
第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識	3
第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方	8
1. 目指すべき持続可能な社会の姿	8
2. 今後の環境政策が果たすべき役割 ～経済社会システム、ライフスタイル、技術のイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決～	9
3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	10
(1) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化	10
(2) 環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応	10
(3) 「持続可能な開発目標」(SDGs)の考え方の活用	10
第3章 環境政策の原則・手法	12
1. 環境政策における原則等	12
2. 環境政策の実施の手法	13
第2部 環境政策の具体的な展開	16
第1章 重点戦略設定の考え方	16
1. 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	16
2. パートナーシップの充実・強化	17
(1) パートナーシップの前提となる各主体の役割	17
(2) パートナーシップの充実・強化	19
3. 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～	20
第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開	22
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	22
2. 国土のストックとしての価値の向上	29
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	34
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	39
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及	45
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	50
第3章 重点戦略を支える環境政策の展開	54
1. 気候変動対策	54
2. 循環型社会の形成	55
3. 生物多様性の確保・自然共生	55
4. 環境リスクの管理	56
5. 各種施策の基盤となる施策	60

1	6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応.....	63
2	第3部 計画の効果的実施.....	66
3	1. 計画の実施.....	66
4	2. 計画の進捗状況の点検.....	67
5	3. 計画の見直し.....	68
6	第4部 環境保全施策の体系.....	69
7		

# 1 はじめに

我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への若年層を中心とする流入超過が継続しており、人口の地域的な偏在が加速化し、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいる。これは環境保全の取組にも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービスの劣化につながっている。このように、環境・経済・社会の課題は相互に密接し、連関しており、複雑化してきている。

世界に目を転じると、第四次環境基本計画が策定された2012年以降、環境に関し最も大きな動きがあったのは2015年であろう。地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる1年であった。パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG投資などの動きが拡大している潮流を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）していく時に来ていると考えられる。

本計画はSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画となることを認識し、これらの国際・国内情勢への確に対応した計画とすべきである。その際、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要である。そのため、従来の環境基本計画にあるような、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いた分野別（縦割り）の重点分野を設定するという考え方とは異なり、本計画では、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に連関しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定する。これにより、第三次計画から提唱している「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指す。一見すると環境に関係のないように見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効果も持ち合わせている取組も少なからず存在する。そのような「気付き」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の普及に資するものであり、本計画の果たすべき役割の1つである。

今後の環境政策は、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要である。また、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要である。これらにより、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく。

既にその機運は高まりつつあり、経済・社会の諸課題の影響を最も受けている地方部でも、豊かな自然など環境を活用した創意工夫により地域活性化を進めている地方公共団体や事業者が出てきている。国はこれらの取組を発掘し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に資する優良事例を社会全体で共有し、広く国民へ普及することが必要である。

環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとなるのが、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」で

1 ある。これは、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する考え方  
2 でもある。地域は人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化している一方、美しい  
3 自然景観等、地域ごとに多様な資源などのポテンシャルを有しており、地域こそ、環境・  
4 経済・社会の統合的向上モデルの実践の場となり得る。このような観点から、地域資源等  
5 を持続可能な形で最大限活用することが重要である。

6 地域に対する視点とともに、世界に対する視点も重要である。我が国は、深刻な公害問  
7 題を改善、克服してきた経験がある。また、省エネルギーや省資源を実現する高い環境技  
8 術の開発や社会実装にも取り組んできた。さらに、「もったいない」の精神や、自然と共  
9 に生きる知恵と伝統を有している。地球規模での環境問題が深刻化する中で、我が国が持  
10 つ優れた環境技術・インフラやそれを支える考え方、システム、人材等は、世界の範とし  
11 て環境問題の改善に大きく貢献しうるものである。

12 これらの取組の着実な実施にあたり、多様な主体のパートナーシップは、今後、より重  
13 要となってくる。これにより、多角的な視点を養うことができ、環境・経済・社会の統合  
14 的向上の具体化を図るための人材の育成につなげることが可能となる。すなわち、パート  
15 ナーシップの充実・強化は人づくりにも資するものである。

16 また、環境政策全体を木に例えるならば、重点戦略が「花」であり、「重点戦略を支え  
17 る環境政策」は「幹」もしくは「根」である。幹や根がなければ花は咲かず、花が咲いて  
18 こそ次の世代につながる実がなるものであり、両者は一体のものである。この「幹」や「根」  
19 こそ、その名の通り、環境政策の根幹を成すものであり、重点戦略を支える環境政策とし  
20 て、揺るぎなく着実に推進していく必要がある。

21 さらに、東日本大震災からの復興・創生について、除染やインフラの再構築により一定  
22 の復旧・復興は進んでいるものの、除染で発生した土壌等や放射性物質汚染廃棄物への対  
23 応を含め、復興はいまだ道半ばであり、引き続き政府一体となって取り組む必要がある。  
24 加えて、首都直下型地震や南海トラフ地震などの発生が懸念される大規模自然災害に対  
25 する強靱な国づくりは喫緊の課題である。

27 自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限  
28 に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生  
29 命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」  
30 や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要であ  
31 る。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可  
32 能な社会の姿であるといえる。

33 本計画では、1993年に制定された環境基本法を踏まえ、第一次から第四次まで策定さ  
34 れてきた環境基本計画の流れを受けつつ、さらに発展させ、上記の持続可能な社会を構築  
35 する一助になるための考え方及び方策について記載する。

36 本計画が、国のみならず各主体の進むべき方向の道しるべになることを期待する。  
37

# 1 第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

2

## 3 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

4

5 我が国は、今、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面している。

6

7 今や本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避け  
8 られない。これに加え、地方から都市への若年層を中心とする流入超過の継続により、人  
9 口の地域的な偏在が加速化しており、地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでい  
10 る。こうした人口動態の変化は、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体  
11 の行政機能の発揮の支障となり、地域の様々な行政分野と同様に、地域の環境保全の取組  
12 にも深刻な影響を与えている。例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入  
13 れの行き届かない森林が増加するとともに、狩猟者の減少などにより、野生鳥獣被害が深  
14 刻化している。そうした地域では、自然災害に対する脆弱性が高まるとともに、里地里山  
15 など豊かな自然が失われ、多様な生物相とそれに基づく豊かな文化が危機に瀕している。

16 2011年3月の東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめとする  
17 甚大な人的・物的・経済的被害をもたらした。大規模集中型のエネルギーシステムによる  
18 電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りになり、これを補完する分散型のエネルギー  
19 システムの有効性が認識された。被災地では、除染やインフラの再構築により一定の復  
20 旧・復興は進んでいるものの、除染で発生した土壌等や放射性物質汚染廃棄物への対応を  
21 含め、復興は未だ道半ばである。日本全国を見渡せば、高度成長期に急拡大したインフラ  
22 の老朽化が進む中、首都直下地震や南海トラフ地震などの発生が懸念される大規模自然  
23 災害に対する強靱な国づくりは喫緊の課題である。

24 上述の我が国の人口動態とは対照的に、アフリカ、アジア諸国を中心に世界の人口は増  
25 大しており、世界的な天然資源・エネルギー、水、食料等の需要拡大を招き、今後、我が  
26 国経済にも大きな影響を及ぼす可能性がある。また、これらの諸国の経済発展により、我  
27 が国経済は、近年の雇用・所得環境の改善の中でもなお、その相対的なプレゼンスが低下  
28 している。我が国の経済を成長させ、国際社会の中で存在感を発揮するためには、第四次  
29 産業革命と呼ばれる人工知能（AI）、モノのインターネット化（IoT）等の技術革新  
30 の進展やインバウンドの増大等の動向も踏まえ、我が国経済の再構築、国際競争力の強化  
31 が必要である。

32

33 こうした我が国の様々な課題を更に深刻にしかねないのが地球規模の環境の危機であ  
34 る。

35

36 2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェン  
37 ダ」（以下、「2030アジェンダ」という。）は、持続可能な開発目標（SDGs）として

削除: おり

削除: 産業の

削除: 急務

1 17のゴール及び169のターゲット<sup>1</sup>を提示しているが、この中には、水・衛生、エネルギー、  
2 持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった  
3 地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれ  
4 ており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言える。

5 とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は我が国にも例外なく  
6 及びうるものであり、自然災害のリスクを増幅させることが懸念される。気候変動に関す  
7 る政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う  
8 余地がなく、また、2100年までの範囲では、人為起源の発生源の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）累積  
9 排出量と予測される世界平均気温の変化量の間、ほぼ比例の関係があることが明らか  
10 になっている。国際的な気候変動への対応として2015年12月に採択されたパリ協定は、  
11 世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を  
12 追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な  
13 温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指している。これは、世界全体での  
14 脱炭素社会<sup>2</sup>の構築に向けた転換点となった。パリ協定の目標を達成するためには、吸収  
15 源を踏まえた累積排出量を一定量以下に抑えることが必要である（吸収源を踏まえた人  
16 為的な累積排出量に一定の上限があるとの考え方は、「カーボンバジェット」<sup>3</sup>（炭素予  
17 算）と呼ばれている。）。

18 このため、我が国においても、利用可能な最良の科学に基づき、迅速な削減を継続的に  
19 進めていくことが重要となる。我が国は、パリ協定への対応として、2016年5月、地球温  
20 暖化対策計画<sup>4</sup>を策定した。我が国の直近3年間の温室効果ガス排出量は減少しているも  
21 のの、原子力発電所の運転停止が長期化していることに加え、新增設が計画されている石  
22 炭火力発電所、オゾン層破壊物質からオゾン層破壊効果を有さない代替フロンへの転換  
23 の進展及び温室効果の高いフロン類を使用した冷凍空調機器の廃棄の増加等、今後の排  
24 出量の増加要因が存在し、目標達成に向けて取り組むべき課題は山積している。また、炭  
25 素生産性<sup>5</sup>については、1990年代半ばまでは世界最高水準であったが、欧州の一部の国が  
26 着実に向上させた結果、2000年頃から我が国の国別の順位が低下し、現在は世界のトップ  
27 レベルとは言えない状況となっている。

28 2016年のG7伊勢志摩サミットの首脳宣言では、2020年の期限に十分先立って今世紀  
29 半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定することにコミットし、また、  
30 G7として、国内政策及びカーボンプライシング（炭素の価格付け）などの手段を含めた、

削除: により、累積排出量をより小さく抑えていくこと

削除: 多数の

削除: 及びエネルギー生産性<sup>6</sup>

削除: 低減

<sup>1</sup> SDGsの「ゴール」とは、重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標を意味する。他方、「ターゲット」とは、地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものであり、達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点ないし経過点を意味する。ゴール12を例にとると、同ゴールにおいては「持続可能な生産消費形態を確保する」としているところ、ターゲット12.3においては「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」とされている。

<sup>2</sup> 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

<sup>3</sup> カーボンバジェットは、大気中の二酸化炭素に関する「炭素収支」の意味で用いられることもある。

<sup>4</sup> 第2部第3章1. 参照。

<sup>5</sup> 温室効果ガス排出量当たりのGDP。なお、国際比較の際には、産業構造の違い等にも留意が必要。

1 排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識した。2017年6月、米国が  
 2 パリ協定から脱退を表明したが、この直後、我が国は、パリ協定の実施に向けての強固な  
 3 意思<sup>7</sup>を表明したことをはじめ、世界各国がパリ協定に対するコミットメントを再表明し  
 4 た。また、G7環境大臣会合において、米国を含む7か国が合意したコミュニケ<sup>8</sup>が採択  
 5 された。同年7月のG20では、米国を含むG20首脳がイノベーションによる温室効果ガ  
 6 ス排出の緩和に引き続きコミットし、また、米国以外のG20メンバーは、パリ協定は後  
 7 戻りできないものであるとして、同協定への強いコミットメントを改めて確認した。各国  
 8 の自動車政策<sup>9</sup>やエネルギー政策<sup>10</sup>に見られるように、既に多くの先進国が脱炭素社会に向  
 9 けた取組を進め、途上国の中にも脱炭素社会に向けた取組を進めている国がある。また、  
 10 民間の取組も進んでいる。多数の民間企業が、独自の中長期の削減目標（例：Science-  
 11 Based Targets<sup>11</sup>）を設定し、対策に着手している。金融の分野では、ESG投資（環境  
 12 （Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資）  
 13 の拡大など、機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える  
 14 動きが拡大している。このようにパリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向かって  
 15 大きく舵を切る中、気候変動自体のリスクに加え、適応の取組を含めた気候変動への対応  
 16 の有無もまたビジネス上のリスクであるとの認識も広がっている。加えて、今後、気候変  
 17 動問題に起因した産業構造の変化を見据えて、労働力の公正な移動、適切な仕事と質の高  
 18 い雇用の創出といった課題への対応も求められる。

19  
 20 また、地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資  
 21 源の減少・消失を含む生物多様性の危機に瀕し、生態系サービス（人々が生態系から得る  
 22 ことができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益）が劣化し、世界の食料需給は中  
 23 長期的に逼迫も懸念される。

24  
 25 さらに、地球上の天然資源には限りがあるにも関わらず、天然資源に対する需要は拡大  
 26 し続けており、採掘や廃棄に伴う環境負荷が増大すると同時に、資源制約が経済の足か

- 削除: に舵を切り
- 削除: は一足飛びに
- 削除: かつ
- 削除: も
- 削除: 等
- 削除: 世界の気候変動への対応への潮流はもはや後戻りすることのないものとなっており…
- 削除: となっている
- 削除: に伴う
- 削除: も大きな
- 削除: となってくる

<sup>7</sup> 米国のパリ協定脱退表明を受けた我が国のステートメントの発出（2017年6月2日外務省報道発表）  
<sup>8</sup> 米国以外の6か国の環境大臣と環境及び気候担当の欧州委員は、効果的かつ緊急に気候変動に対処し、その影響に適応するための世界的な手段であり続けるパリ協定を迅速かつ効果的に実施するという強固なコミットメントを再確認し、米国は、これらコミットメントに加わらないとしつつも、気候変動枠組条約の締約国としてCO<sub>2</sub>削減に引き続き取り組む姿勢を示すこと等を内容とする。  
<sup>9</sup> 2017年に公表された印の2030年までに自動車販売を電気自動車に限定する方針、英仏の2040年までのガソリン・ディーゼル車の販売禁止の方針等の動きがみられる。  
<sup>10</sup> 気候変動枠組条約COP23で公表された英加主導、コスタリカ、フィジー等途上国も参加する石炭火力発電廃止に向けた連合の発足等の動きが見られる。  
<sup>11</sup> SBT（科学と整合した目標設定）は、パリ協定に定められている「2℃目標」に向けて、科学的知見と整合した削減目標を設定することを推進する、世界自然保護基金（WWF）、CDP、世界資源研究所（WRI）、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブ。企業による温室効果ガス（GHG）の削減目標が、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（AR5）に記述されているように、地球の気温上昇を産業革命前の気温と比べて2℃未満に維持するために必要な脱炭素化のレベルと一致している場合に、それらの目標は「科学と整合した」ものとみなされる。我が国は、2017年12月にフランス・パリで開催された気候変動サミットにおいて、日本企業の登録支援、2020年3月までに100社の認定を目指すことを表明。



1 せとなることも懸念される。一方、国内では3R（リデュース、リユース、リサイクル）  
2 の推進等により資源生産性、循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したも  
3 のの、近年は横ばいとなっており、今後、従来取り組んできた3Rなどの資源生産性を高  
4 めるための取組を一層強化するとともに、国際的に広く展開していくことが急務である。

削除: 循環型社会形成に向けた進展は停滞し

5  
6 大気、水、土壌の環境汚染も決して過去の問題ではない。マイクロプラスチックを含む  
7 海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグ  
8 ローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への  
9 影響が懸念されている。G7等における海洋ごみ問題への取組や、2017年8月に発効し  
10 た水銀に関する水俣条約の下での取組など、国際的な対応は緒に就いたばかりである。国  
11 内に目を転じれば、中長期的には環境基準の達成状況は概ね改善傾向にあり、かつて全国  
12 的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げているものの、重金属等による  
13 土壌汚染や建築物中のアスベスト、無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル（P  
14 CB）といった負の遺産が未だ横たわり、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダ  
15 ントへの対応など大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化等の水質環境の課題も未だ残  
16 る。こうした汚染への対応は、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、国民  
17 の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題である。

18  
19 以上に見てきたとおり、我々の経済社会活動の基盤たる環境に劣化が生じている。こう  
20 した人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価する方法の一例として、地球  
21 の限界（プラネタリー・バウンダリー<sup>12</sup>）という注目すべき研究がある。その研究によれ  
22 ば、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人  
23 間社会は発展し繁栄できるが、境界<sup>13</sup>を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に  
24 対して回復不可能な変化が引き起こされるとされている。同研究が対象としている9つ  
25 の環境要素のうち、遺伝子の多様性の減少（絶滅の速度）と窒素・リンの循環については、  
26 不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動と土地利用変化につい  
27 ては、リスクが増大する不確実性の領域に達していると分析されている。このような地球の  
28 限界の中でも豊かな暮らしをいかに追求するかが、この研究成果から求められている。

削除: の深刻さが増し

削除: 考え方

削除: れ

削除: また、生物地球化学的循環、生物圏の一体性、土地  
利用変化、気候変動については、人間が地球に与えている  
影響とそれに伴うリスクが既に顕在化しており、人間が安  
全に活動できる範囲を越えるレベル

29  
30 これまでに述べた我が国を取り巻く危機や課題は、その多くが時間的、空間的、政策分  
31 野的に大きく広がるものとなり、かつ、相互に密接に関連し、その解決の難しさが増して  
32 いる。こうした我が国を取り巻く危機的な状況や深刻な課題を見ていくと、我が国は「課  
33 題先進国」という見方もできるが、そこで思考を止めて悲観論に陥ったり、現状維持に甘  
34 んじたりするべきではない。見方を変えればチャンスと捉えることもできる。

<sup>12</sup> 「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」、Will Steffen et al.「Planetary boundaries : Guiding human development on a changing planet」, Science, 13 February 2015, Vol1347, Issue6223

<sup>13</sup> どの水準を「境界」とすべきかは、自然科学的知見のみによって決定されるものではなく、自然科学的知見を踏まえて、どの程度のリスクまで許容できるのかという社会的及び政策的な判断を要する。同研究における境界については、保守的・リスク回避的な姿勢により設定されている。

1  例えば、パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向かつて大きく舵を切る中、省エ  
2  ネルギー技術をはじめとする我が国企業が持つ優れた環境技術に対する潜在需要は大き  
3  く拡大していくと考えられ、既に我が国企業もこれをビジネスチャンスとして捉えて先  
4  導的な取組を始めているように、これらの潜在需要の取り込みは我が国経済の大きな牽  
5  引力となりうる。また、インフラの更新時期が一斉に訪れるタイミングは、気候変動の影  
6  響への適応の視点や生態系を活用した防災・減災の取組<sup>14</sup>をも組み込むことによって、よ  
7  り強靱で魅力ある国土へと転換を図る好機と捉えることもできる。地域に賦存する資源  
8  の適切な活用は、環境保全と地域経済活性化の同時達成の鍵となりうる。途上国を中心  
9  に、未だ深刻な大気汚染や膨大な廃棄物の発生に直面している中、苦労を重ねながら激甚  
10  な公害や廃棄物問題を克服してきた我が国の知恵と経験、そして技術は、これらの課題を  
11  解決する有効な手立てである。

12  
13  以上のような現状と課題認識に基づき、第五次環境基本計画では、今後の環境政策の展  
14  開の方向性を明らかにする。

削除: 化

削除: おり

削除: 顕在化

<sup>14</sup> 2015年3月に開催された第3回国連防災世界会議において採択された仙台防災枠組では、災害リスクの管理・削減のために自然生態系の活用が有効であることが認識された。

## 1 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

### 4 1. 目指すべき持続可能な社会の姿

第1章で述べた危機感の下、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要がある。このため、持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全もはや成立し得ず、これらをWin-Winの関係で発展させていくことを模索していく必要がある。そして、SDGsの採択やパリ協定の発効、ESG投資の拡大といった国際社会の動向を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換（パラダイムシフト）している時に来ていると考えられる。このような認識の下、今後の環境政策によって実現を目指す「持続可能な社会」の姿を以下のとおり明らかにする。

「持続可能な社会」は、1987年の国連「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）報告書の「持続可能な開発」<sup>15</sup>という概念を受けて、「環境基本法」（平成5年法律第91号）及び累次の環境基本計画が指し示してきた基本的な方向性である。第四次環境基本計画（2012年4月27日閣議決定）では、目指すべき持続可能な社会を「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」と定義している。

環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が光合成・食物連鎖等を通じて循環（物質・生命の「循環」）し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部である。しかしながら、経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この微妙な均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候変動や生物多様性の損失という形で顕在化している。今こそ、自然の摂理と共に生きた先人の知恵も受け継ぎつつ、新たな文明社会を目指し、新しい試みに果敢に挑戦し、イノベーションをあらゆる観点から積極的に生み出す取組を強化することにより、SDGsを踏まえた持続可能なものへと変えていくことが求めら

削除：が時代の転換点であり、現状維持バイアスに陥ることなく、…

削除：現代の文明のあり方を問い直す

削除：を実現させるべき

削除：時代

削除：現代文明は

削除：現代文明の在り方を問い直し

削除：生産と消費のパターンを

<sup>15</sup> ブルントラント委員会報告書（Our Common Future）は、「持続可能な開発」を「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させること」と定義している。

1 れている。

2 私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対  
3 立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共生する知恵や  
4 自然観を培ってきた。このような伝統も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も  
5 最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物  
6 質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との  
7 「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが  
8 重要である。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指す  
9 べき持続可能な社会の姿であるといえる。本計画では、環境政策を通じ「持続可能な社会」  
10 を構築し、我が国こそが先んじて「課題解決先進国」になるという、未来志向の捉え方に  
11 より、山積する課題の解決に取り組んでいく。

## 14 2. 今後の環境政策が果たすべき役割 ～経済社会システム、ライフスタイル、技術 15 のイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決～

17 持続可能な社会の構築に当たっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済  
18 社会活動が存在していることを念頭に、経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的  
19 とした取組が環境への負荷の増大につながらないような形に社会を転換していくことが  
20 必要不可欠となる。

21 今後の環境政策が果たすべき役割は、既存の財・サービスの継続的改善といったイノベ  
22 ーションから従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーションまで、経済社  
23 会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出する  
24 ことである。このため、社会全体で目指すべき持続可能な社会の姿を提示し、国民、事業  
25 者等あらゆる主体と共有した上で、更なる研究開発の促進を通じた技術のイノベーショ  
26 ンのみならず、企業が経営資源をイノベーション創出に向けられるよう、率先して努力し  
27 た人が報われるインセンティブの付与、環境保全への需要（マーケット）の創出、新たな  
28 雇用の創出と公正な移行、汚染者負担の原則も考慮し汚染者に負担を課すことによる外  
29 部性の内部化、計画段階からの環境配慮の組み込み、環境教育や持続可能な開発のための教  
30 育（ESD）を通じた環境意識の醸成、多様な主体のパートナーシップを促進するための  
31 施策等、持続可能な社会の構築を支える仕組みづくりに取り組む必要がある。

32 また、今後の環境政策が果たすべき役割としては、環境保全上の効果を最大限に発揮で  
33 けるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（以下  
34 「同時解決」という。）に資する効果をもたらすことができるようにすることも挙げられ  
35 る。環境・経済・社会の諸課題は深刻化だけでなく複合化しているため、環境面から対  
36 策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から  
37 対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献するよう、政策をデザインしていく。

38 こうした環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観  
39 点からのイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決を実現することにより、将

削除: 自然への畏敬の念を持ち、

削除: 社会、すなわち、

削除: を構築していくこと

削除: (いわば「環境・生命文明社会」)

削除: という

削除: 依存しているという関係性

削除: このため、

削除: 環境政策が